年　　月　　日

　　　国土交通大臣　殿

住所

氏名又は名称

代表者の氏名

二酸化炭素の放出の抑制その他の環境への負荷の低減、衝突の防止その他の航行の安全の確保並びに航海及び荷役作業の省力化に資する構造、装置又は性能を定める告示（令和３年国土交通省告示第1171号。以下「告示」という。）の別表二の各項に掲げる設備等について

本船は、標記に関し、以下の予定であることをご報告いたします。

記

別表第二　１の項（**総トン数が2,000トン以上の船舶**）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 号 | 構造等 | 有無 |
| １ | 別表一１の項第１号から第13号までに掲げる装置 |  |
| １　主機関又は推進装置（イ～ハのいずれかに該当するものに限る。） |  |
|  | イ　窒素酸化物放出量削減型主機関（①～③のいずれかに該当するものに限る。） |  |
|  | ①　(1)(i)に規定する主機関（原則として、平成27年１月１日以降に搭載され、かつ、窒素酸化物放出管理海域（NOx-ECA）内で使用される主機関であって、窒素酸化物の放出量がECA内の規制値（三次規制値）から2.5％以上少ないもの） |  |
|  | ②　(1)(ii)に規定する主機関（原則として、平成27年１月１日以降に搭載され、かつ、窒素酸化物放出管理海域内で使用されない主機関であって、窒素酸化物の放出量がECA外の規制値（二次規制値）から2.5％以上少ないもの） |  |
|  | ③　(2)に規定する主機関（原則として、平成26年12月31日以前に搭載された主機関であって、窒素酸化物の放出量が規制値（二次規制値）から2.5％以上少ないもの） |  |
| ロ　電子制御型ディーゼル主機関 |  |
| ハ　電気推進装置 |  |
| ２　船橋に設置された主機関の遠隔操縦装置並びに主機関の関連諸装置の作動状況の集中監視及び異常警報装置 |  |
| ３　電源自動制御装置 |  |
| ４　推進機関の運転に関連のある潤滑油ポンプ、燃料供給ポンプ及び冷却ポンプの予備ポンプへの自動切替装置 |  |
| ５　主機関過回転防止装置及び潤滑油圧力低下に対する保護装置 |  |
| ６　主機関の燃料油（加熱を要するものに限る。）、潤滑油及び冷却水並びに発電用機関の潤滑油及び冷却水の自動温度制御装置 |  |
| ７　燃料油タンク（次のいずれかに該当するものに限る。） |  |
|  | イ　船底外板及び船側外板をその構造に含まないもの |  |
| ロ　オーバーフロー・ラインを有するもの |  |
| ８　機関室内異常警報の機関員居住区域への表示装置 |  |
| ９　機関室内火災探知装置 |  |
| 10　機関室内ビルジの高位警報装置 |  |
| 11　船首及び船尾の係留用ウィンチの遠隔制御装置 |  |
| 12　衛星航法装置 |  |
| 13　自動操舵装置 |  |
| ２ | 発電用機関（次のいずれかに該当するものに限る。） |  |
|  | イ　燃料油（加熱を要するものに限る。）の自動温度制御装置付発電機関 |  |
| ロ　Ａ重油専用発電機関 |  |
| ハ　ターボ・ジェネレーター |  |
| ３ | 推進関係機器、推進効率改良装置又は推進効率改良型船型（次のいずれかに該当するものに限る。） |  |
|  | イ　推進効率改良型舵（整流板付舵、フラップ付舵又はシリング舵に限る。） |  |
| ロ　船尾装着フィン |  |
| ハ　燃料改質器 |  |
| ニ　空気潤滑システム |  |
| ホ　バトックフロー船型 |  |
| ヘ　エラ船型 |  |
| ト　船尾バルブ |  |
| ４ | 船首方位制御装置 |  |
| ５ | サイドスラスター |  |
| ６ | 推進効率改良型プロペラ（プロペラ・ボス取付翼、ハイスキュー・プロペラ、可変ピッチ・プロペラ、二重反転プロペラ、ポッドプロペラ、プロペラ前部放射状型取付翼、二軸型ポッドプロペラ又は二軸型可変ピッチプロペラに限る。） |  |
| ７ | ＬＥＤ照明器具（船内居住空間に設置する全ての照明器具をＬＥＤ照明器具とする場合の当該ＬＥＤ照明器具に限る。） |  |
| ８ | バルバスバウ又はバルブレス船首船型 |  |
| ９ | 衝突予防援助装置 |  |
| 10 | 熱効率改良装置（排気ガスエコノマイザー、軸発電機装置又は冷却清水熱利用装置に限る。） |  |
| 11 | ボイラーを有する船舶にあっては、Ａ重油専用ボイラー又は自動制御型ボイラー***【該当する船舶に限る。】*** |  |
| 12 | 荷役用暴露甲板の鋼製ハッチ・カバー（ポンツーン型のものを除く。）を有する船舶にあっては、その動力駆動装置***【該当する船舶に限る。】*** |  |
| 13 | コンテナ船又は重量物運搬船（制限荷重が百トン以上の揚貨装置を有する船舶をいう。）にあっては、バラスト・タンクの遠隔制御装置***【該当する船舶に限る。】*** |  |
| 14 | 船舶検査証書において平水区域のうち湖又は川のみを航行区域とする旨の記載のある船舶以外の船舶にあっては、船舶自動識別装置***【該当する船舶に限る。】*** |  |
| 15 | 船舶検査証書において平水区域のうち湖又は川のみを航行区域とする旨の記載のある船舶以外の船舶にあっては、加水分解型の摩擦抵抗低減塗料が船底外板及び船側外板の外面で満載喫水線規則第65条の２第１項（同令第66条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づく海水満載喫水線より下方の部分（船舶安全法第３条に規定する船舶以外の船舶にあっては、型深さの下端から舷端までの最小の深さの75パーセントの位置における計画満載喫水線に平行な線より下方の部分）に塗布された船体***【該当する船舶に限る。】*** |  |

備考

以下の表に掲げる構造等は、それぞれ次の各号の規定により備えておりません。

一　その構造又は航行の態様によりこの表に掲げる構造等を備えることが困難であると認められる船舶については、当該構造等を備えることを要しない。

|  |  |
| --- | --- |
| 備えていない構造等 | 理由 |
|  |  |
|  |  |
|  |  |

二　この表に掲げる構造等については、当該構造等と同等以上の効力を有すると認められる構造等に代えることができる。

|  |  |
| --- | --- |
| 備えていない構造等 | 理由 |
|  |  |
|  |  |
|  |  |

別表第二　２の項（**総トン数が510トン以上2,000トン未満の船舶**）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 号 | 構造等 | 有無 |
| １ | 別表一１の項第１号から第３号まで、第５号から第10号まで及び第13号に掲げる装置 |  |
| １　主機関又は推進装置（イ～ハのいずれかに該当するものに限る。） |  |
|  | イ　窒素酸化物放出量削減型主機関（①～③のいずれかに該当するものに限る。） |  |
|  | ①　(1)(i)に規定する主機関（原則として、平成27年１月１日以降に搭載され、かつ、窒素酸化物放出管理海域（NOx-ECA）内で使用される主機関であって、窒素酸化物の放出量がECA内の規制値（三次規制値）から2.5％以上少ないもの） |  |
|  | ②　(1)(ii)に規定する主機関（原則として、平成27年１月１日以降に搭載され、かつ、窒素酸化物放出管理海域内で使用されない主機関であって、窒素酸化物の放出量がECA外の規制値（二次規制値）から2.5％以上少ないもの） |  |
|  | ③　(2)に規定する主機関（原則として、平成26年12月31日以前に搭載された主機関であって、窒素酸化物の放出量が規制値（二次規制値）から2.5％以上少ないもの） |  |
| ロ　電子制御型ディーゼル主機関 |  |
| ハ　電気推進装置 |  |
| ２　船橋に設置された主機関の遠隔操縦装置並びに主機関の関連諸装置の作動状況の集中監視及び異常警報装置 |  |
| ３　電源自動制御装置 |  |
| ５　主機関過回転防止装置及び潤滑油圧力低下に対する保護装置 |  |
| ６　主機関の燃料油（加熱を要するものに限る。）、潤滑油及び冷却水並びに発電用機関の潤滑油及び冷却水の自動温度制御装置 |  |
| ７　燃料油タンク（次のいずれかに該当するものに限る。） |  |
|  | イ　船底外板及び船側外板をその構造に含まないもの |  |
| ロ　オーバーフロー・ラインを有するもの |  |
| ８　機関室内異常警報の機関員居住区域への表示装置 |  |
| ９　機関室内火災探知装置 |  |
| 10　機関室内ビルジの高位警報装置 |  |
| 13　自動操舵装置 |  |
| ２ | １の項第２号から第８号まで、第11号、第12号、第14号及び第15号に掲げる構造及び装置 |  |
| ２　発電用機関（次のいずれかに該当するものに限る。） |  |
|  | イ　燃料油（加熱を要するものに限る。）の自動温度制御装置付発電機関 |  |
| ロ　Ａ重油専用発電機関 |  |
| ハ　ターボ・ジェネレーター |  |
| ３　推進関係機器、推進効率改良装置又は推進効率改良型船型（次のいずれかに該当するものに限る。） |  |
|  | イ　推進効率改良型舵（整流板付舵、フラップ付舵又はシリング舵に限る。） |  |
| ロ　船尾装着フィン |  |
| ハ　燃料改質器 |  |
| ニ　空気潤滑システム |  |
| ホ　バトックフロー船型 |  |
| ヘ　エラ船型 |  |
| ト　船尾バルブ |  |
| ４　船首方位制御装置 |  |
| ５　サイドスラスター |  |
| ６　推進効率改良型プロペラ（プロペラ・ボス取付翼、ハイスキュー・プロペラ、可変ピッチ・プロペラ、二重反転プロペラ、ポッドプロペラ、プロペラ前部放射状型取付翼、二軸型ポッドプロペラ又は二軸型可変ピッチプロペラに限る。） |  |
| ７　ＬＥＤ照明器具（船内居住空間に設置する全ての照明器具をＬＥＤ照明器具とする場合の当該ＬＥＤ照明器具に限る。） |  |
| ８　バルバスバウ又はバルブレス船首船型 |  |
| 11　ボイラーを有する船舶にあっては、Ａ重油専用ボイラー又は自動制御型ボイラー***【該当する船舶に限る。】*** |  |
| 12　荷役用暴露甲板の鋼製ハッチ・カバー（ポンツーン型のものを除く。）を有する船舶にあっては、その動力駆動装置***【該当する船舶に限る。】*** |  |
| 14　船舶検査証書において平水区域のうち湖又は川のみを航行区域とする旨の記載のある船舶以外の船舶にあっては、船舶自動識別装置***【該当する船舶に限る。】*** |  |
| 15船舶検査証書において平水区域のうち湖又は川のみを航行区域とする旨の記載のある船舶以外の船舶にあっては、加水分解型の摩擦抵抗低減塗料が船底外板及び船側外板の外面で満載喫水線規則第65条の２第１項（同令第66条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づく海水満載喫水線より下方の部分（船舶安全法第３条に規定する船舶以外の船舶にあっては、型深さの下端から舷端までの最小の深さの75パーセントの位置における計画満載喫水線に平行な線より下方の部分）に塗布された船体***【該当する船舶に限る。】*** |  |

備考

以下の表に掲げる構造等は、それぞれ次の各号の規定により備えておりません。

一　その構造又は航行の態様によりこの表に掲げる構造等を備えることが困難であると認められる船舶については、当該構造等を備えることを要しない。

|  |  |
| --- | --- |
| 備えていない構造等 | 理由 |
|  |  |
|  |  |
|  |  |

二　この表に掲げる構造等については、当該構造等と同等以上の効力を有すると認められる構造等に代えることができる。

|  |  |
| --- | --- |
| 備えていない構造等 | 理由 |
|  |  |
|  |  |
|  |  |

別表第二　３の項（**総トン数が300トン以上510トン未満の船舶**）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 号 | 構造等 | 有無 |
| １ | 別表一１の項第１号、第５号から第８号まで、第10号及び第13号に掲げる装置 |  |
| １　主機関又は推進装置（イ～ハのいずれかに該当するものに限る。） |  |
|  | イ　窒素酸化物放出量削減型主機関（①～③のいずれかに該当するものに限る。） |  |
|  | ①　(1)(i)に規定する主機関（原則として、平成27年１月１日以降に搭載され、かつ、窒素酸化物放出管理海域（NOx-ECA）内で使用される主機関であって、窒素酸化物の放出量がECA内の規制値（三次規制値）から2.5％以上少ないもの） |  |
|  | ②　(1)(ii)に規定する主機関（原則として、平成27年１月１日以降に搭載され、かつ、窒素酸化物放出管理海域内で使用されない主機関であって、窒素酸化物の放出量がECA外の規制値（二次規制値）から2.5％以上少ないもの） |  |
|  | ③　(2)に規定する主機関（原則として、平成26年12月31日以前に搭載された主機関であって、窒素酸化物の放出量が規制値（二次規制値）から2.5％以上少ないもの） |  |
| ロ　電子制御型ディーゼル主機関 |  |
| ハ　電気推進装置 |  |
| ５　主機関過回転防止装置及び潤滑油圧力低下に対する保護装置 |  |
| ６　主機関の燃料油（加熱を要するものに限る。）、潤滑油及び冷却水並びに発電用機関の潤滑油及び冷却水の自動温度制御装置 |  |
| ７　燃料油タンク（次のいずれかに該当するものに限る。） |  |
|  | イ　船底外板及び船側外板をその構造に含まないもの |  |
| ロ　オーバーフロー・ラインを有するもの |  |
| ８　機関室内異常警報の機関員居住区域への表示装置 |  |
| 10　機関室内ビルジの高位警報装置 |  |
| 13　自動操舵装置 |  |
| ２ | １の項第２号、第３号、第６号から第８号まで、第11号、第12号、第14号及び第15号に掲げる構造及び装置 |  |
| ２　発電用機関（次のいずれかに該当するものに限る。） |  |
|  | イ　燃料油（加熱を要するものに限る。）の自動温度制御装置付発電機関 |  |
| ロ　Ａ重油専用発電機関 |  |
| ハ　ターボ・ジェネレーター |  |
| ３　推進関係機器、推進効率改良装置又は推進効率改良型船型（次のいずれかに該当するものに限る。） |  |
|  | イ　推進効率改良型舵（整流板付舵、フラップ付舵又はシリング舵に限る。） |  |
| ロ　船尾装着フィン |  |
| ハ　燃料改質器 |  |
| ニ　空気潤滑システム |  |
| ホ　バトックフロー船型 |  |
| ヘ　エラ船型 |  |
| ト　船尾バルブ |  |
| ６　推進効率改良型プロペラ（プロペラ・ボス取付翼、ハイスキュー・プロペラ、可変ピッチ・プロペラ、二重反転プロペラ、ポッドプロペラ、プロペラ前部放射状型取付翼、二軸型ポッドプロペラ又は二軸型可変ピッチプロペラに限る。） |  |
| ７　ＬＥＤ照明器具（船内居住空間に設置する全ての照明器具をＬＥＤ照明器具とする場合の当該ＬＥＤ照明器具に限る。） |  |
| ８　バルバスバウ又はバルブレス船首船型 |  |
| 11　ボイラーを有する船舶にあっては、Ａ重油専用ボイラー又は自動制御型ボイラー***【該当する船舶に限る。】*** |  |
| 12　荷役用暴露甲板の鋼製ハッチ・カバー（ポンツーン型のものを除く。）を有する船舶にあっては、その動力駆動装置***【該当する船舶に限る。】*** |  |
| 14　船舶検査証書において平水区域のうち湖又は川のみを航行区域とする旨の記載のある船舶以外の船舶にあっては、船舶自動識別装置***【該当する船舶に限る。】*** |  |
| 15船舶検査証書において平水区域のうち湖又は川のみを航行区域とする旨の記載のある船舶以外の船舶にあっては、加水分解型の摩擦抵抗低減塗料が船底外板及び船側外板の外面で満載喫水線規則第65条の２第１項（同令第66条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づく海水満載喫水線より下方の部分（船舶安全法第３条に規定する船舶以外の船舶にあっては、型深さの下端から舷端までの最小の深さの75パーセントの位置における計画満載喫水線に平行な線より下方の部分）に塗布された船体***【該当する船舶に限る。】*** |  |

備考

以下の表に掲げる構造等は、それぞれ次の各号の規定により備えておりません。

一　その構造又は航行の態様によりこの表に掲げる構造等を備えることが困難であると認められる船舶については、当該構造等を備えることを要しない。

|  |  |
| --- | --- |
| 備えていない構造等 | 理由 |
|  |  |
|  |  |
|  |  |

二　この表に掲げる構造等については、当該構造等と同等以上の効力を有すると認められる構造等に代えることができる。

|  |  |
| --- | --- |
| 備えていない構造等 | 理由 |
|  |  |
|  |  |
|  |  |

別表第二　４の項（**総トン数が300トン未満の船舶**）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 号 | 構造等 | 有無 |
| １ | 別表一１の項第１号、第５号から第８号まで及び第13号に掲げる装置 |  |
| １　主機関又は推進装置（イ～ハのいずれかに該当するものに限る。） |  |
|  | イ　窒素酸化物放出量削減型主機関（①～③のいずれかに該当するものに限る。） |  |
|  | ①　(1)(i)に規定する主機関（原則として、平成27年１月１日以降に搭載され、かつ、窒素酸化物放出管理海域（NOx-ECA）内で使用される主機関であって、窒素酸化物の放出量がECA内の規制値（三次規制値）から2.5％以上少ないもの） |  |
|  | ②　(1)(ii)に規定する主機関（原則として、平成27年１月１日以降に搭載され、かつ、窒素酸化物放出管理海域内で使用されない主機関であって、窒素酸化物の放出量がECA外の規制値（二次規制値）から2.5％以上少ないもの） |  |
|  | ③　(2)に規定する主機関（原則として、平成26年12月31日以前に搭載された主機関であって、窒素酸化物の放出量が規制値（二次規制値）から2.5％以上少ないもの） |  |
| ロ　電子制御型ディーゼル主機関 |  |
| ハ　電気推進装置 |  |
| ５　主機関過回転防止装置及び潤滑油圧力低下に対する保護装置 |  |
| ６　主機関の燃料油（加熱を要するものに限る。）、潤滑油及び冷却水並びに発電用機関の潤滑油及び冷却水の自動温度制御装置 |  |
| ７　燃料油タンク（次のいずれかに該当するものに限る。）***【燃料油に軽油を使用する船舶は除く。】*** |  |
|  | イ　船底外板及び船側外板をその構造に含まないもの |  |
| ロ　オーバーフロー・ラインを有するもの |  |
| ８　機関室内異常警報の機関員居住区域への表示装置***【機関員居住区域を有しない船舶は除く。】*** |  |
| 13　自動操舵装置***【専ら短距離航路等を航行する船舶運航事業に用いられる船舶は除く。】*** |  |
| ２ | １の項第２号、第６号から第８号まで、第11号、第12号及び第15号に掲げる構造及び装置 |  |
| ２　発電用機関（次のいずれかに該当するものに限る。）***【発電用機関に軽油を使用する船舶は除く。】*** |  |
|  | イ　燃料油（加熱を要するものに限る。）の自動温度制御装置付発電機関 |  |
| ロ　Ａ重油専用発電機関 |  |
| ハ　ターボ・ジェネレーター |  |
| ６　推進効率改良型プロペラ（プロペラ・ボス取付翼、ハイスキュー・プロペラ、可変ピッチ・プロペラ、二重反転プロペラ、ポッドプロペラ、プロペラ前部放射状型取付翼、二軸型ポッドプロペラ又は二軸型可変ピッチプロペラに限る。）***【プロペラを有さない船舶を除く。】*** |  |
| ７　ＬＥＤ照明器具（船内居住空間に設置する全ての照明器具をＬＥＤ照明器具とする場合の当該ＬＥＤ照明器具に限る。） |  |
| ８　バルバスバウ又はバルブレス船首船型***【傾斜型船首を有する船舶は除く。】*** |  |
| 11　ボイラーを有する船舶にあっては、Ａ重油専用ボイラー又は自動制御型ボイラー***【該当する船舶に限る。】*** |  |
| 12　荷役用暴露甲板の鋼製ハッチ・カバー（ポンツーン型のものを除く。）を有する船舶にあっては、その動力駆動装置***【該当する船舶に限る。】*** |  |
| 15船舶検査証書において平水区域のうち湖又は川のみを航行区域とする旨の記載のある船舶以外の船舶にあっては、加水分解型の摩擦抵抗低減塗料が船底外板及び船側外板の外面で満載喫水線規則第65条の２第１項（同令第66条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づく海水満載喫水線より下方の部分（船舶安全法第３条に規定する船舶以外の船舶にあっては、型深さの下端から舷端までの最小の深さの75パーセントの位置における計画満載喫水線に平行な線より下方の部分）に塗布された船体***【該当する船舶に限る。】*** |  |

備考

以下の表に掲げる構造等は、それぞれ次の各号の規定により備えておりません。

一　その構造又は航行の態様によりこの表に掲げる構造等を備えることが困難であると認められる船舶については、当該構造等を備えることを要しない。

|  |  |
| --- | --- |
| 備えていない構造等 | 理由 |
|  |  |
|  |  |
|  |  |

二　この表に掲げる構造等については、当該構造等と同等以上の効力を有すると認められる構造等に代えることができる。

|  |  |
| --- | --- |
| 備えていない構造等 | 理由 |
|  |  |
|  |  |
|  |  |